

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準条例の考え方（ゴシックは県独自基準）

項目	幼保連携型認定こども園認可基準条例案		新基準（府省令）		認定こども園認定要件基準条例（愛知県条例）	備考	
	内容	採用した基準	内容	従うべき基準・参酌すべき基準の別			
学級編成・職員に関する基準	学級編成	満3歳以上の子どもの教育時間は学級編成1学級35人以下 同年齢の園児による編成を原則	府省令どおり	満3歳以上の子どもの教育時間は学級編成1学級35人以下 同年齢の園児による編成を原則	従うべき基準	満3歳以上の子どもの共通利用時間は学級編成1学級35人以下	
	学級専任職員	各学級に専任職員1人以上	府省令どおり	各学級に専任職員1人以上	従うべき基準	各学級に担当職員1人以上	
	職員配置基準	0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4、5歳児 30:1 常時2人以上の配置	府省令どおり	0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4、5歳児 30:1 常時2人以上の配置	従うべき基準	短時間利用児 30:1 長時間利用児 0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4、5歳児 30:1 常時2人以上の配置	
	調理員	必置（調理業務委託の場合は不要。）	府省令どおり	必置（調理業務委託の場合は不要。）	従うべき基準	—	
	その他の職員	副園長又は教頭 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 事務職員 の設置努力義務	府省令どおり	副園長又は教頭 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 事務職員 の設置努力義務	従うべき基準	—	
設備に関する基準	園舎の階数、保育室等の設置階	2階建以下原則（特別の事情により3階建て以上可。） 保育室等は1階に設置（一定基準を満たせば2・3階以上可。）	府省令どおり	2階建以下原則（特別の事情により3階建て以上可。） 保育室等は1階に設置（一定基準を満たせば2・3階以上可。）	従うべき基準	—	
	建物及び付属設備の一体的設置	園舎・園庭は同一敷地内又は隣接地内	府省令どおり	園舎・園庭は同一敷地内又は隣接地内	従うべき基準	建物及びその付属設備は同一敷地内又は隣接地内	
	園舎・保育室等の面積	1学級180㎡、2学級320㎡、 3学級以上1学級につき100㎡増 乳児室 3.3㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 の合算	県独自基準	1学級180㎡、2学級320㎡、 3学級以上1学級につき100㎡増 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 の合算	従うべき基準	1学級180㎡、2学級320㎡、 3学級以上1学級につき100㎡増 乳児室 3.3㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 の合算	現行認定こども園と基準を引継ぐ
	園庭面積	1学級330㎡、2学級360㎡ 3学級400㎡、 4学級以上1学級につき80㎡増 又は満3歳以上 3.3㎡/人の大きい方 満2歳 3.3㎡/人 の合算	府省令どおり	1学級330㎡、2学級360㎡ 3学級400㎡、 4学級以上1学級につき80㎡増 又は満3歳以上 3.3㎡/人の大きい方 満2歳 3.3㎡/人 の合算	従うべき基準	1学級330㎡、2学級360㎡ 3学級400㎡、 4学級以上1学級につき80㎡増 又は満3歳以上 3.3㎡/人の大きい方 満2歳 3.3㎡/人 の合算	
	調理室の設置	調理室（外部搬入の場合は調理設備）	府省令どおり	調理室（外部搬入の場合は調理設備）	従うべき基準	調理室（外部搬入の場合は調理設備）	
	その他の設置	職員室、保健室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗い用設備を必置 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室及び会議室の設置努力義務	府省令どおり	職員室、保健室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗い用設備を必置 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室及び会議室の設置努力義務	従うべき基準 参酌すべき基準	—	
	その他	設置位置は、幼児の教育上その運営上適切で、通園の際安全な環境に定める 設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること	府省令どおり	設置位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境に定める 設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること	従うべき基準	—	
運営に関する基準	教育時間・保育時間等	教育週数：39週以上 教育標準時間：4時間 教育及び保育時間：8時間原則	府省令どおり	教育週数：39週以上 教育標準時間：4時間 教育及び保育時間：8時間原則	従うべき基準 従うべき基準 参酌すべき基準	3歳以上共通時間：4時間程度 保育に欠ける子どもの保育時間：8時間標準	
	食事の提供	自園調理（3歳以上外部搬入可）	府省令どおり	自園調理（3歳以上外部搬入可）	従うべき基準	自園調理（3歳以上外部搬入可）	
	掲示	建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示を行うこと	府省令どおり	建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示を行うこと	参酌すべき基準	建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示を行うこと	
	その他運営基準	履修困難な教科は園児の心身の状況に応じて課す 人格の尊重 職員の資質向上・研修機会の確保 差別的取扱いの禁止 虐待等の禁止 懲戒権限の濫用禁止 秘密保持の義務 苦情への対応 家庭との連絡・連携	府省令どおり 府省令どおり 府省令どおり 府省令どおり 府省令どおり 府省令どおり 府省令どおり 府省令どおり	履修困難な教科は園児の心身の状況に応じて課す 人格の尊重 職員の資質向上・研修機会の確保 差別的取扱いの禁止 虐待等の禁止 懲戒権限の濫用禁止 秘密保持の義務 苦情への対応 家庭との連絡・連携	従うべき基準 参酌すべき基準 参酌すべき基準 従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準 参酌すべき基準 参酌すべき基準	—	
その他	—	—	—	県独自基準	認定こども園を運営するために必要な経済的基礎	法に設置者の経済的要件が規定されたため。	

類似施設の設備及び運営に関する基準条例

項目	幼保連携型認定こども園認可基準条例案		新基準（府省令）		児童福祉施設（保育所）最低基準条例（愛知県条例）	備考
	内容	採用した基準	内容	従うべき基準・参酌すべき基準の別		
保育所	非常災害対策	児童福祉施設最低基準条例 ・ 風水害等非常災害時の具体的対応計画策定	県独自基準	—	県独自基準	児童福祉施設最低基準条例 ・ 風水害等非常災害時の具体的対応計画策定 非常災害対策は、特に重要であるため、保育所基準と合わせる。
	記録の整備等	—	—	—	県独自基準	児童福祉施設最低基準条例 ・ 入所者処遇記録を5年間保存 書類の保存年限については、法施行令で規定されるため。